

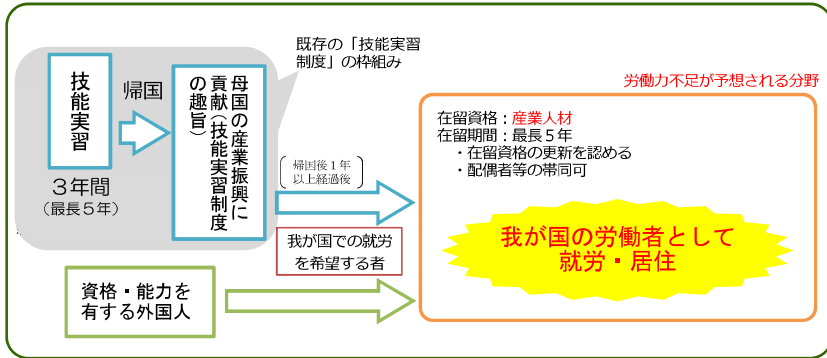
外国人労働者の受入れ拡大に関する愛知県提案 「外国人雇用特区」の概要

1 提案の骨子

資格・能力を有する外国人の新たな在留資格による受入れ

我が国において労働力不足が予想される分野に関する資格・技能を有する外国人のうち、我が国の労働者として正式に雇用されることを希望する者に、新たな在留資格「産業人材」を認め、我が国での就労・居住を許可する。
(受入れ分野、人数については、国内労働者の雇用等に十分配慮した上で決定。)

2 新たな在留資格による受入れのイメージ



3 受入れ分野

※ ①～⑤をすべて満たす分野

- ① 労働力が現に不足し、将来的にも不足することが見込まれる分野
- ② 就労を目的とした他の在留資格により入国・就労可能でない分野
- ③ 技能検定3級以上相当の資格認定制度があり、技能レベルが測れる分野
- ④ 外国人の活用が進んでいる分野
- ⑤ 当該地域における育成・振興産業分野と整合し、外国人労働者の受入れが当該地域や我が国の成長・発展に寄与する分野

4 受入れ人数

受入れ人数の上限は、受入れの対象とする職種別の直近年度の「新規求人数×(1-充足率)×外国人労働者の割合」を基準に設定。

5 外国人の要件

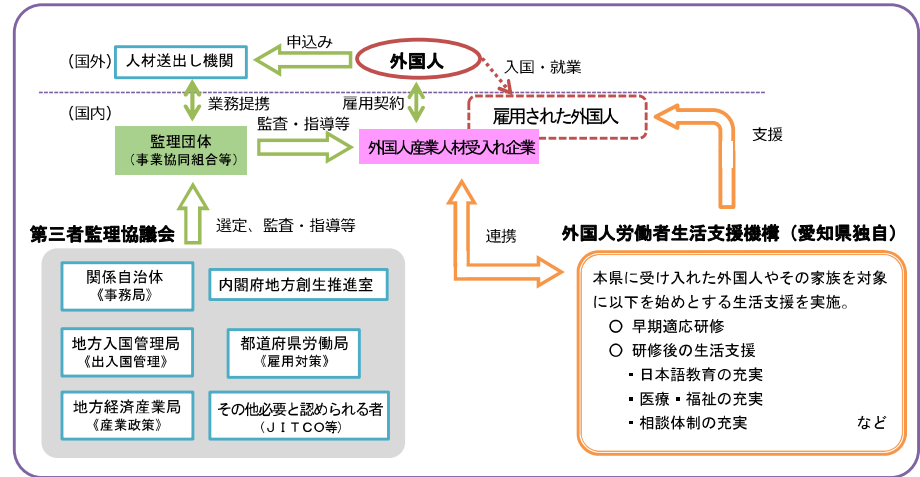
※ ①～③をすべて満たす人材

- ① 受入れ分野に係る技能検定3級やそれに類するレベル以上の資格・技能を有すること
- ② 高い日本語能力を有すること (日本語能力試験N1/入国時点N2、在留して2年以内にN1合格見込み)
- ③ 外国人技能実習を修了した者については、帰国後1年以上経過していること

6 在留期間等

- ・ 5年
- ・ 更新可 (※最長10年の在留で永住許可申請要件の一つをクリア)
- ・ 家族 (扶養する配偶者、子) の帯同も認める。

7 外国人雇用監理・生活支援体制



監理団体

- 新しい技能実習制度において拡充される第3号技能実習生の受入れ (4～5年目の技能実習) が可能となる優良な監理団体の中から選定。
- 監理団体は以下の措置を講ずる。
 - ・ 日本語能力試験N2合格者の場合、N1合格への受験機会の確保
 - ・ 受入れ企業と連携した住宅の確保に係る便宜供与
 - ・ 雇用の継続が不可能となった場合の対応
 - ・ 帰国旅費の確保その他の帰国担保措置 など

第三者監理協議会

- 国家戦略特別区域会議の下に設置。外国人の適切な受入れと技能実習制度を上回る水準の監理を行う。
- 監理団体の選定や監査・指導、受入れ企業の要件適合性の確認などを行う。

受入れ企業

- 受入れ企業となる者：常時使用する従業員の数が21人以上の中小企業
- 受入れ企業が講ずべき措置：
 - ・ 労働市場テストの実施
 - ・ 日本人の報酬と同等額以上の報酬の支払い
 - ・ 外国人受入れに当たって日本人労働者の非自発的離職の禁止
 - ・ 外国人労働者生活支援機構が実施する早期適応研修の費用負担 など
- 企業ごとの受入れ人数枠：

受入れ企業の常勤職員総数	外国人産業人材の人数
201人以上 300人以下	30人
101人以上 200人以下	20人
51人以上 100人以下	10人
21人以上 50人以下	5人